

事業系一般廃棄物
よくある質問（Q & A）

田川市環境対策課（令和2年5月）

事業系一般廃棄物 よくある質問（Q&A）

Q 1 事業系ごみとは何ですか？	1 P
Q 2 事業活動とはどのようなことをいうのですか？小さな規模の個人商店や店舗付き住宅での事業も含まれるのですか？	
Q 3 事業系ごみを家庭用のごみステーションに出すことはできないのですか？	
Q 4 住居兼店舗で商売をしているが、この場合ごみの分別はどうすればよいですか。家庭系と事業系のごみができます。	
Q 5 事業系一般廃棄物の処分はどうすればいいのですか？	
Q 6 なぜ、今になって事業系ごみの適正処理・減量化に取り組まれるのですか？	2 P
Q 7 新聞・雑誌・段ボール・雑紙・アルミ缶などは地域の集団回収に出してもいいのですか。	
Q 8 一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、どこの業者がいいのか。また安いのはどこか。	
Q 9 事業系ごみを適正処理・減量化することでメリットはありますか？	3 P
Q 10 一般廃棄物とはどういうものですか？	
Q 11 産業廃棄物とはどういうものですか？	
Q 12 なぜ、同じゴミが一般廃棄物と産業廃棄物に区別されるのですか？	
Q 13 事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければならないとありますが、怠った場合どのような罰則を受けますか？	
Q 14 処理を委託して高い処理費用を払うのだから、あとはその業者にすべて任せておけばいいのではないのですか？	4 P
Q 15 今まで一般廃棄物と一緒に処理してきた産業廃棄物を別に処理するとなると、手間もコストもかかるので何らかの補助をしてもらえないのですか。	
Q 16 分別排出しなければ罰則はあるのですか？	
Q 17 焼却可能なごみは自社で焼却してもいいのですか？	
Q 18 街中で見かける不用品回収業者に処理を依頼してもいいのですか？	
Q 19 飲食店から排出されるごみの処理はどうすればいいのですか？（割り箸や食べ残しを多く含むごみ）	

Q 2 0 事務所の改築に伴いオフィス家具（木製食器棚、金属製ロッカー）を排出しますがどのように処理すればいいのですか？	5 P
Q 2 1 飲食店を営んでいますが、食料品製造業に該当するのでしょうか？	
Q 2 2 適正処理を業者に委託する場合で、リサイクルできないため廃棄するとはどのような場合ですか？	
Q 2 3 産業廃棄物の処分はどうすればいいのですか？	6 P
Q 2 4 産業廃棄物処分業者の施設まで自分で運ぶことはできないのですか？	
Q 2 5 産業廃棄物の処理委託契約について	
Q 2 6 種類別に産業廃棄物処理業者への委託をするのですか？	
Q 2 7 産業廃棄物の処理委託先について、田川市の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託できますか？	7 P
Q 2 8 産業廃棄物の契約書は任意で作成すればいいのですか？	
Q 2 9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について	
Q 3 0 マニフェストって何ですか？	
Q 3 1 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物とはどうゆうものですか？ また、処理はどうすればいいですか？	

Q 1 事業系ごみとは何ですか？

A 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみすべてのことをいいます。

Q 2 事業活動とはどのようなことをいうのですか？小さな規模の個人商店や店舗付き住宅での事業も含まれるのですか？

A 「事業活動」とは、製造業や建設業などに限定されるものではなく、オフィス、商店等の商業活動や水道事業、学校、社会福祉施設等の公共事業も含めた広い意味として捉えられています。このような事業活動から排出される事業系ごみの規定には、排出量の条件はないため、大企業から多量に排出される場合であっても、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から排出される場合であっても、事業系ごみになります。

Q 3 事業系ごみを家庭用のごみステーションに出すことはできないのですか？

A 事業系ごみは廃棄物処理法で、事業者自らの責任により処理しなければならないものと定められています。本来は、家庭用のごみステーションへ排出することは、自らの責任で処理していることにあたりませんので、不法投棄とみなされ、法律違反になる場合があります。しかし、田川市では近隣住民に迷惑をかけず5袋以内であれば家庭系一般廃棄物として処理をおこないます。

Q 4 住居兼店舗で商売をしているが、この場合ごみの分別はどうすればよいですか。家庭系と事業系のごみができます。

A 1回の排出量が5袋以内であれば家庭系として処理ができます。5袋を超える場合は収集運搬許可業者に依頼してください。

Q 5 事業系一般廃棄物の処分はどうすればいいのですか？

A 次のいずれかの方法により、処理することができます。

(1) 田川市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に収集運搬を委託する。

(事業系ごみ袋を使用)

(2) 排出事業者が自ら焼却場に搬入を行う(処理手数料を支払う)

(3) 1回の排出量が5袋以内であれば家庭系指定袋にいれ市が収集を行なう。

Q 6 なぜ、今になって事業系ごみの適正処理・減量化に取り組まれるのですか？

A 一般家庭ごみは、減量化・資源化が推進され年々減少傾向に向かっていますが、事業系一般廃棄物は年々増加傾向にあります。

そこで、事業系ごみの適正処理・減量化対策の検討にあたっては、「廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」や「田川市廃棄物処理及び清掃に関する条例(市条例)」に定める「排出事業者自らの処理責任」に基づき、「排出事業者責任の徹底」及び「排出事業者自らのごみの減量・リサイクルの取組み」を前提に進めることとしました。また、事業系ごみの適正処理・減量化に向けては、排出事業者の皆さまに、廃棄物の排出段階での発生抑制や再使用の一層の取組みをお願いしつつ、そうした取組み後に発生するごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に分別し、各々を適正に処理することをお願いするものです。

Q 7 新聞・雑誌・段ボール・雑紙・アルミ缶などは地域の集団回収に出してもいいのですか。

A 地域の集団回収は家庭から出る資源化物を収集する場です。事業から出る資源化物を出すことはできません。再生資源事業者に収集・運搬又は再生を委託することができる場合もあります。

Q 8 一般廃棄物収集運搬許可業者のうち、どこの業者がいいのか。また安いのはどこか。

A 市では個別の業者の紹介を行いません。登録業者の中から数社に見積もりの依頼をし、総合的に判断されることをお勧めします。

Q 9 事業系ごみを適正処理・減量化することでメリットはありますか？

A 排出段階で分別を徹底することにより、多くのものがリサイクル可能となり、ごみ量を減らすことができることから、ごみ処理経費の削減にもつながります。また、環境問題が注目されている中、ごみの減量やリサイクルへの取組みを積極的に行うことは、社会貢献につながるとともに、会社のイメージアップにもなります。

Q 1 0 一般廃棄物とはどういうものですか？

A 廃棄物処理法第 2 条第 2 項で「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものをいう」と定められています。家庭から生じるごみや事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物となります。

Q 1 1 産業廃棄物とはどういうものですか？

A 廃棄物処理法第 2 条第 4 項で「産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と定められ、その種類は 2 0 種類に分けられます。

例：発泡スチロール製の緩衝材、P P バンド、プラスチック製の弁当容器、ペットボトル、びん、陶磁器、ガラス、蛍光管、金属製ロッカー、電気器具、建築廃材等など

Q 1 2 なぜ、同じゴミが一般廃棄物と産業廃棄物に区別されるのですか？

A 同じプラスチックごみでも、家庭から排出されれば一般廃棄物となり、事業活動に伴って排出されれば、産業廃棄物となります。これらの廃棄物は、それぞれに処理責任や処理基準が異なるため区別して扱われることになっています。

Q 1 3 事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければならないとありますが、怠った場合どのような罰則を受けますか？

A 事業者責任を放棄して違法な処理を行えば、廃棄物処理法に基づく罰則が課せられることがあります。しかし罰則の如何にかかわらず、快適な生活環境の確保や資源の有効利用の観点から、廃棄物の適正処理にご協力をお願いします。

Q 1 4 処理を委託して高い処理費用を払うのだから、あとはその業者にすべて任せておけばいいのではないですか？

A 廃棄物処理法第 1 2 条第 7 項で「事業者（排出者）は、当該の廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じるよう努めなければならない」とされています。処理業者は補完的な立場にあり事業者は、発生から最終処分が終了するまでの間、自らの責任で適正な処理が行なわれるよう管理しなければなりません。回収を依頼したごみが不法投棄された

場合は、排出者にも責任がおよびます。

Q 1 5 今まで一般廃棄物と一緒に処理してきた産業廃棄物を別に処理するとなると、手間もコストもかかるので何らかの補助をしてもらえないのですか。

A 廃棄物処理法では「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。国や自治体の補助などありませんので、法律に基づき適正な処理をお願いします。

Q 1 6 分別排出しなければ罰則はあるのですか？

A 事業系ごみを一般廃棄物と産業廃棄物に適正に分別せず、あわせて処理を委託することや、産業廃棄物の処理を一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託すると廃棄物処理法における委託基準違反等により、罰則が加えられる可能性があります。

Q 1 7 焼却可能なごみは自社で焼却してもいいのですか？

A 廃棄物を野外でドラム缶等を利用して焼却することは、廃棄物処理法で、原則として禁止されています。違反すると懲役5年以下又は1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその併科に処せられます。ごみの焼却は廃棄物処理法の構造基準に適合した焼却炉で、環境大臣の定める方法による焼却以外には、原則認められていません。

Q 1 8 街中で見かける不用品回収業者に処理を依頼してもいいですか？

A 事業系ごみの処理（収集運搬・処分）を行うためには、廃棄物処理法の許可が必要ですが、不用品回収業者の中には許可を持たずに回収を行なっている場合があります。回収を依頼したごみが不法投棄などの不正適正処理をされた場合は、排出者にも責任が及びますので、ご注意ください。

Q 1 9 飲食店から排出されるごみの処理はどうすればいいのですか？（割り箸や食べ残しを多く含むごみ）

A ごみとして処分をする前に、食べ残しが発生しないような取り組みを行うなど、発生の抑制に取り組んでいただき、それでも発生する廃棄物について、厨芥ごみや

割り箸は、事業系一般廃棄物として適正な処理をお願いします。また、廃プラスチック類・ガラス・陶磁器くず・金属くず・廃油等については、産業廃棄物となりますので、産業廃棄物として適正処理をお願いします。

Q 2 0 事務所の改築に伴いオフィス家具（木製食器棚、金属製ロッカー）を排出しますがどのように処理すればいいのですか？

A 処理する際には、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分の上、許可を有する業者に処理を委託して下さい。木製食器棚は、素材に木のほかガラスや金属が使われていることが多いですが、社会通念上、木製食器棚は木製品ですので、事業系一般廃棄物として処理して問題ありません。一方、金属製ロッカーは、産業廃棄物として処理してください。なお、金属製のロッカーは、専ら再生利用の目的となる廃棄物（専ら物）に該当する場合もあるため、いわゆる再生資源事業者に収集・運搬又は再生を委託することができる場合もあります。

Q 2 1 飲食店を営んでいますが、食料品製造業に該当するのでしょうか？

A 飲食店など（ベーカリーなどの製造小売業又はサービス業に分類されるもの）は、食品製造業には該当しません。食品製造業には、食パンの製造、製麺所、水産加工（かまぼこ、干し魚）などの食品の製造や加工を行なっている事業者などが該当します。詳しくは、日本標準産業分類を参照してください。

食品製造業から排出される食品廃棄物（製造過程で発生する残渣物、製造失敗物）などは、産業廃棄物となります。また、賞味期限、消費期限切れで、食品製造業（メーカー等）へ返送された製品については事業系一般廃棄物となります。

Q 2 2 適正処理を業者に委託する場合で、リサイクルできないため廃棄するとはどのような場合ですか？

A 循環型社会形成推進基本法におけるごみ処理の優先順位に基づき、ごみの発生そのものを抑制する「発生抑制」（リデュース）、次にそのまま使えるものは何度でも使う「再使用」（リユース）、そして再使用できないものは、原料として利用する「再生使用」（リサイクル）という、いわゆる3Rに取組んだ上で、最終的に廃棄するしか処理の方法がないごみのことです。

Q 2 3 産業廃棄物の処分はどうすればいいのですか？

A 排出事業者は産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託することができます。

- ・他人の産業廃棄物を処理できる者（産業廃棄物処理業の許可業者）に処理委託する場合は許可書の確認
- ・委託しようとする廃棄物の種類や処分方法は、許可されたものか。
- ・収集運搬の場合は、廃棄物積込場所（排出事業所所在地）と積降し場所（処分場所在地等）、処分の場合は、処分場所を管轄する知事、あるいは政令市市長の許可があるか。
- ・許可書を確認したら、知事等へ間違いがないかの確認の問合せを行う。
- ・処理費用に関しては、複数業者から見積もりを取り適正価格を検討する。
など、適正処理の観点から責任をもって、産業廃棄物処理業者を選択する必要があります。以上の点を確認した上で処理業者との書面での委託契約の締結、マニフェストの交付が必要です。
- ・詳細は、県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（0948-21-4814）にお問い合わせ下さい。

Q 2 4 産業廃棄物処分業者の施設まで自分で運ぶことはできないのですか？

A 詳細は、県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（0948-21-4814）にお問い合わせ下さい。

Q 2 5 産業廃棄物の処理委託契約について

A 詳細は、県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（0948-21-4814）にお問い合わせ下さい。

Q 2 6 種類別に産業廃棄物処理業者への委託をするのですか？

A 基本的には種類ごとの処理委託契約となります。

ただし、複数種類の産業廃棄物処理の許可をもっている業者もあります。その場合は1業者で許可を受けている種類の産業廃棄物を一括して契約することができますが、その業者が受けている許可の内容を十分に確認する必要があります。

Q 2 7 産業廃棄物の処理委託先について、田川市の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託できますか？

A 産業廃棄物の処理委託をする際は、処理を委託しようとする廃棄物の種類の許可を有している産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の中から選定することになります。田川市の一般廃棄物収集運搬許可業者の中には、産業廃棄物収集運搬業の許可も取得している業者もいますので田川市一般廃棄物収集運搬許可業者に相談することも一つの方法です。なお、委託の際には許可の内容を十分確認し、その上で納得できる処理業者と必ず書面で委託契約を結ぶ必要があります。収集運搬の委託は、収集運搬業の許可を持つ者と処分（中間処理等）の委託を行う場合は、処分業の許可を持つ者とそれぞれ書面により契約しなくてはなりません。

Q 2 8 産業廃棄物の契約書は任意で作成すればいいのですか？

A 産業廃棄物を処理委託する場合、排出者と産業廃棄物処理業者との書面契約を結ぶことが必要です。委託契約書の記載事項については、廃棄物処理法により、委託契約書に含まれるべき条項や添付すべき書面が定められています。規定された記載事項が一つでも欠如している場合や、実際に委託された内容と異なる場合には、委託基準違反として、排出事業者に対して直接罰則が適用される可能性があるため注意が必要です。

Q 2 9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

A 詳細は、県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（0948-21-4814）にお問い合わせ下さい。

Q 3 0 マニフェストって何ですか？

A マニフェスト制度は、排出事業者から処理業者に委託された産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するため、マニフェスト（廃棄物管理票）の返送を受けることによって行うもので、このことによって委託契約書どおりに適正処理されることを確保するものです。

マニフェストは、産業廃棄物を排出する者が交付することを義務付けられており、

産業廃棄物の行き先（処分事業所）車両ごとに、それぞれ交付する必要があります。

Q 3 1 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物とはどうゆうものですか？また、処理はどうすればいいですか？

A 爆発性・毒性・感染症、その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。具体的には、感染性廃棄物・廃石綿・廃水銀などがあります。処理については、特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物を処理できる許可業者に委託してください。

※ 感染症廃棄物とは？

医療機関などから排出される一般廃棄物・産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの「血液などの付着した紙くず・繊維くず（包帯・ガーゼなど）・廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず（チューブ・手袋・注射針・メスなど）、廃血液など」